

一般社団法人九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会

資料の収集・管理・利用に関する規程

一般社団法人九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会(以下「当会」という。)理事会は、当会定款第50条並びに公益社団法人日本不動産鑑定協会連合会「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」(以下「連合会規程」という。)に基づき、当会における「資料の収集・管理・利用に関する規程」を次のとおり定める。

(目 的)

第1条 この規程は、連合会規程により当会に委ねられた資料の収集・管理・閲覧・利用等について必要な事項を定め、当会会員の資料の有効利用を推進し、もって不動産鑑定評価制度の発展を通じて、国民の公益の増進に寄与することを目的とする。

(収集責任者、管理責任者)

第2条 資料の収集責任者は、当会会長とし、資料の管理利用の責任者(以下「管理責任者」という。)は、当会事務局長とする。

(事例資料等の保護)

第3条 当会において管理する取引事例、賃貸事例、概況調書等(以下「事例資料等」という。)については、「不動産の鑑定評価に関する法律」第2条の4及び第38条の守秘義務や「個人情報の保護に関する法律」の遵守、情報管理の重要性の観点から、当会独自のフォーマットにより、一次情報データを加工するものとする。尚、当会においては管轄士協会との事例資料等の共同保管のみを行い、閲覧業務は行わないこととする。

(管轄士協会)

第4条 前条に基づく管轄士協会は次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会
- (2) 社団法人佐賀県不動産鑑定士協会
- (3) 社団法人長崎県不動産鑑定士協会
- (4) 公益社団法人熊本県不動産鑑定士協会
- (5) 社団法人大分県不動産鑑定士協会
- (6) 社団法人宮崎県不動産鑑定士協会
- (7) 社団法人鹿児島県不動産鑑定士協会
- (8) 公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会

(管理場所及び保管資料について)

第5条 資料の管理場所は、当会事務局指定の場所とする。

2. 共同保管する資料の範囲は3年経過分からとする。

(収集及び管理費用)

第6条 資料の収集及び管理に要する費用は、次に掲げる収入をもって支弁する。

1. 当会会費

(業務補助者書の発行について)

第7条 鑑定法第24条鑑定評価業者に属し、かつ鑑定法第15条の規程による登録を受けている不動産鑑定士の業務補助者として予め当会の承認を得た者には業務補助者書を発行することができる。

2 当会で業務補助者として認定した者は、九州・沖縄各県士協会にて閲覧をすることが出来るものとする。

(業務補助者証明書の取り扱い)

第8条 前条に基づく業務補助者証明書は、次の手続きにより発行するものとする。

1. 業者会員は、業務補助者申請書を当会会長に提出する。
2. 当会会長(当会事務局)は、業者会員より前号の提出がなされたときは、記載内容を審議のうえ支障がなければ、実費にて業務補助者証明書を発行するものとする。
3. 業務補助者申請書、業務補助者証明書の様式は当会事務局が別途定める。
4. 当会会長(当会事務局)が行う審査事項は、次のとおりとする。
 1. 当会に所属する業者会員であること
 2. 申請された業務補助者の人員が当該業者会員の行う鑑定評価業務の規模及び鑑定評価業務従事者の人員を考慮した結果、妥当と認められる範囲であること。但し、業務補助者の数は原則、不動産鑑定士1名に対し1名の割合とする。

(当会の審議の構成)

第9条 連合会規程に定める違反行為に関し、当会において審議の必要が有る場合の当会の審議の構成は、当会会長、同副会長及び同地価調査委員長並びに当該県士協会長とする。

(本会規程の準用)

第10条 本規程に定めのない事項については、連合会規程を準用する。

(補 則)

第11条 この規程の施行に関して必要な事項並びにこの規程の運用について必要な細則については当会理事会の議を経て、当会会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成24年4月2日よりこれを施行する。

事例資料の利用に関する運用基準について

資料の収集・管理・利用に関する規程運用細則 第2条に従い取引事例情報を不動産鑑定評価書等において利用（第三者への提供、表示）する場合において、原則として以下のとおり統一的に運用する。

数量の表示	1の単位を四捨五入して表示	86.25 m ² →90 m ²
取引時点	取引年及び月のみ表示	
取引価格	原則、上4桁目を四捨五入、上3桁表示	
事例のプロット	事例をプロットする場合、位置の特定ができない方法で行う	